

第3章 具体的な景観形成の方針

3つの景観形成基本方針を踏まえ、景観形成を進める上で必要となる具体的な方針を示すこととします。

1. 「基本方針1 空間、地物を磨きあげる」ために…

(1) 土地利用特性に基づくゾーニング

杵築市は、1市1町1村の市町村合併により、都市部から農村部まで多様な土地利用特性を有しており、それぞれの地域で魅力ある景観を見ることができます。

「空間、地物を磨きあげる」にあたっては、その対象となる空間の土地利用の特性を踏まえた、きめ細かい対応が必要となることから、景観計画区域*内の土地利用特性に応じたゾーンを設定し、それぞれのゾーンにふさわしい具体的な景観形成の方針を示します。

具体的には、以下のゾーン区分の考え方にに基づき、「まちのゾーン」、「里のゾーン」、「山のゾーン」、「海・海辺のゾーン」の4つのゾーンに区分します。

▼ゾーン区分の考え方

ゾーン	考え方
まちのゾーン	<ul style="list-style-type: none">・杵築地域及び山香地域の中心部、JR杵築駅周辺部において、家屋が連坦*しており、市街地が広がっている区域・都市計画区域*内の用途地域が指定されている区域（ただし、工業地域を除く）
里のゾーン	<ul style="list-style-type: none">・主として河川を中心とした広がりある農地と集落、背景となる里山や棚田、茶畑、果樹園などで構成された区域・まちのゾーン、山のゾーンに属さない区域
山のゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ほとんどが樹林地であり、標高がおおよそ200m以上の山々に覆われた区域・六郷満山*文化に関する文化財が多く残っている国東半島県立自然公園（国東半島内陸部）を包含する区域
海・海辺のゾーン	<ul style="list-style-type: none">・伊予灘、別府湾、守江湾の海・海岸線及び海・海岸線を望見することができる区域・周囲との境界は、道路等の地形地物、筆界等で結ばれた線とする

(2) 各ゾーンにおける景観形成の方針

ゾーン区分 心得	まちのゾーン	里のゾーン
<p>1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ 佇まいを大切に する</p>	<p>□杵築城下町地区では、谷町等の商店街に残る伝統様式による商家や町家の保全を図ります。</p> <p>□歴史的な建造物と調和した建築・開発行為の誘導、空き家・空き地の活用を図り、落ち着きと賑わいがバランスのとれた魅力あるまちなみの形成を図ります。</p>  <p>□城下町の南北の台地上に広がる低層の住宅地では、武家屋敷地として育まれた地域固有の風格を継承し、低層建築物と庭木の緑や土塀等が創り出す「和」のイメージに基づく緑豊かな住環境の形成を図ります。</p>  <p>□城下町の天神祭りや観月祭、ひいなめぐりなどをはじめ、地域に受け継がれている伝統的な行事や祭礼、イベントなどは、特別な日の景観として、その継承を図ります。</p> <p>□地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。</p>	<p>□白鬚田原神社や宝陀寺等、六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。</p> <p>□御神木や鎮守の森を有する歴史ある寺社の多くは、集落内のシンボリックな資源の一つとして、地域固有の歴史・文化を象徴する景観となるよう、保全・整備を図ります。</p>  <p>□貫井地区の集落等で見られる鰻絵のある家々は、営みとともにある文化を象徴する景観であり、保全・継承を図るとともに、地域の魅力として活用します。</p> <p>□龍頭橋をはじめとした沈み橋*は、里の人々の営みの中で作られ、使われてきた資源であり、適切に保全を図ります。</p> <p>□1300年に亘り受け継がれているどぶろく祭りをはじめ、それぞれの集落に受け継がれている伝統的な行事や祭礼等は、特別な日の景観として、その継承を図ります。</p> <p>□地域の祭礼の舞台となる場では、景観に配慮した整備を図ります。</p>

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
<p>1. 地形・歴史・文化を受け継ぐ 佇まいを大切に する</p>	<p>□六郷満山の文化が色濃く残る石造物や寺社等は、国東半島固有の文化であるとともに、地域の特徴ある資源であり、適切に保全し、継承を図ります。</p> <p>□山頂近くに六郷満山の本山寺である水月寺<small>すいげつじ</small>の奥の院跡を有する津波戸山<small>つなばとさん</small>は、固有の自然と文化がつくり出す景観の保全、継承を図ります。</p>  <p>□宇佐八幡宮<small>うさ はちまんぐう</small>とゆかりが深く、境内には原生林や巨木が林立する「大元神社<small>おおもと</small>」が祀られている御許山<small>おもとさん</small>は、固有の自然と文化がつくり出す景観の保全、継承を図ります。</p>	<p>□八幡奈多宮<small>はちまんなだぐう</small>と海が創り出す特徴ある景観の保全を図ります。</p> 

ゾーン区分 心得	まちなみのゾーン	里のゾーン
<p>2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にす</p>	<p>□八坂川<small>やさかがわ</small>や高山川<small>たかやまがわ</small>等の河川環境をはじめとする多くの河川とその周囲のまちなみが一体となって創り出す良好な景観の保全を図ります。</p>  <p>□多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。</p> <p>□河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。</p>	<p>□八坂川や高山川、桂川<small>かつらがわ</small>をはじめとする多くの河川とその周囲の田園・集落・里山が創り出す良好な景観の保全を図ります。</p>  <p>□多様な生物の生息環境となるよう、生態系に配慮した河川環境の保全を図ります。</p> <p>□河川沿いの樹林等は適切に保全を図ります。</p> 
<p>3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にす</p>	<p>□背景に広がる丘陵地等の緑と調和した潤いあるまちなみの景観の創出を図ります。</p> 	<p>□新たな宅地開発等を行う際には、個々の敷地における庭木や生垣による緑化の促進やゆとりある宅地の配置等により、穏やかな里の景観に馴染むよう努めます。</p> 

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
<p>2. 暮らしを彩る豊かな自然を大切にす</p>	<p>□県立自然公園では、豊かな樹林地や奇岩などの貴重な自然環境を適切に保全するとともに、登山や散策など自然の豊かさを楽しめる場として、積極的な活用を図ります。</p>  <p>□<small>のこぎりさん</small>鋸山や津波戸山、<small>くもがだけ</small>雲ヶ岳、<small>はながだけ</small>華岳などの山々では、山林の適切な維持・管理を図り、山々が見せる山容や奇岩と樹林地が創り出す特徴ある山岳景観の継承を図ります。</p> <p>□開発等による自然への影響を最小限に抑え、<small>うらと</small>羽門の滝等の溪谷や水の湧水など、潤いが感じられる景観の保全を図ります。</p> <p>□樹林地における野立広告の設置は避け、自然が創り出す景観の保全を図ります。</p>	<p>□開発等による自然への影響を最小限に抑え、干潟が広がり、野鳥が飛来する守江湾の創り出す豊かな自然環境の保全を図ります。</p>  <p>□奈多海岸の松並木と砂浜が創り出す白砂青松の美しい風景を保全し、多くの人々が自然に親しむことのできるよう県立自然公園として積極的な活用を図ります。</p>  <p>□松並木をはじめとした、緑が連続する沿道景観の保全を図ります。</p>
<p>3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にす</p>		<p>□屋外広告物*を掲出する際には、海への眺めを阻害せず、海辺の景観と調和する配置、規模、色彩とするよう努めます。</p>

ゾーン区分 心得	まちなゾーン	里のゾーン
<p>3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にす</p>	<p>□個々の敷地において庭木や花壇等による緑化の促進に努めることで、緑豊かな市街地景観の形成を図ります。</p>  <p>□幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、秩序と賑わいが調和した景観の形成を図ります。</p>	<p>□地域の暮らしに必要な公共公益施設の整備の際には、集落の家々に比べると規模の大きなものとなることを踏まえ、規模や外観、敷地内の緑化等により、里の景観に調和するよう努めます。</p> <p>□幹線道路等の沿道や鉄道沿線では、屋外広告物の適切な掲出を誘導し、里らしい秩序ある景観の形成を図ります。</p> 
<p>4. 農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にす</p>	<p>□まちな周囲に広がる穏やかな里山や田園との調和に配慮した、潤いのある景観形成を図ります。</p> 	<p>□河川沿いに広がる^{まと}纏まった農地では、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全を図ります。</p>  <p>□季節ごとに移り変わる彩り豊かな景観が見られる丘陵地での茶園やみかん園、河川沿いの田園では、営農環境の維持と活力づくりの推進により、ふるさと感じさせる景観の保全・継承を図ります。</p> <p>□農地や里山における野立広告の設置は避け、なりわいが創り出す景観の保全を図ります。</p>

ゾーン区分 心得	山のゾーン	海・海辺のゾーン
<p>3. 賑わいと秩序のある身近な生活の眺めを大切にする</p>		
<p>4. 農林水産業や集落と一体となったなりわいの風景を大切にする</p>	<p>□山林は、林業振興施策との連携により、山村集落と調和した景観の保全・継承を図ります。</p>	<p>□守江湾の干潟に広がる牡蠣棚と海、多くの船が停泊する漁港や漁村集落などは、水産業振興施策との連携により、海でのなりわいが創り出す景観の保全・継承を図ります。</p> 

2.「基本方針2 よい眺めを楽しめる場をつくる」ために・・・

ある視点場*からのよい眺めを市民や来訪者などの多くの人を楽しみ、共有することは、杵築市固有の景観イメージを共有することにつながります。

よい眺めを楽しめる場をつくるには、市民・事業者・行政でどこからのどのような眺めが大事であるかを掘り起こし、心地よく過ごすことのできる視点場の整備を進め、景観を楽しむ機会をより多く創り出すことが重要です。

心得	共通
<p>5. 杵築らしい眺望を大切にする</p>	<p>□杵築城下町地区では、坂道を介して、谷あいの町と台地上が互いに見る・見られる関係である特徴を踏まえ、道・家・庭などからの多様な眺めを楽しめる視点場づくりに努めます。</p> <p>□杵築城や城下町の崖線への眺望は、日常生活の中で多くの市民に馴染み深く、また来訪者には印象的な景観であり、独特な地形と歴史が創り出す特徴的な眺望の保全を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>□守江湾や伊予灘、別府湾を眺めることができる丘陵地や高台、道路のうち、多くの人を訪れる主要な場所では、広場や公園等の整備により、みんなが楽しめる視点場づくりに努めます。</p> <p>□杵築城下町地区の周辺では、城山公園等の高台から多くの人に眺められることを踏まえ、守江湾と調和した風情と落ち着きのある景観となるよう配慮を求めます。</p> <p>□河川や海岸、山への眺望等、自然を楽しむことのできる場では、良好な自然景観を阻害しないよう、屋外広告物の配置や規模、色彩に対して配慮を求めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

□^{こうおきん}甲尾山や^{よこだけ}横岳などの山への眺めや、沈み橋や酒蔵等への眺めなど、地域の人々にとって身近なシンボルとなっている景観の保全を図ります。



□みかん園や茶園など、杵築市の特徴ある産業活動の場では、来訪者に「見せる」工夫を検討するなど、特徴ある生なりわいが創り出す彩り豊かな景観の活用を図ります。



□鋸山や横岳の山地や、身近な里山である甲尾山等の山頂では、広がりのある空と周囲の山々や里への眺望を楽しめる視点場づくりに努めます。



□散策路や水辺広場の整備等により、河川への景観や水辺を楽しむ空間づくりに努めます。

□良好な眺望を楽しめる視点場がどこにあるか、また既存の視点場の環境が快適なものかどうか等について、市民・事業者・行政で考え、共有し、より多くの良好な視点場の確保及び整備に向けた取組みを推進します。

3.「基本方針3 市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む」 ために・・・

多くの市民や住民で共有できるよい眺めは、その眺めを構成している地物を磨くことや視点場からの眺めを楽しむ場をつくるだけでは、十分とは言えません。

時として、その眺めを阻害するものを「取り除く」ことによる景観形成も必要です。また、阻害するものが現れる前に立地（設置）を制限するなどの「未然防止」等も重要なことです。

景観形成においては、日常的な市民の目によるチェックや、多様な事業者（例えば、インフラ施設*の供給事業者等）の協力、多様な法制度の活用が必要となります。

特に、「取り除く」ことや「未然防止」による景観形成にあたっては、以下のような取組みや仕組み等を活用しながら、市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組んでいくこととします。

■住民主体による取組みの促進

阻害要素の除去や未然防止には、まず何よりも「よい景観を守りたい」という地域住民等の思いが重要です。

そのためには、住民が主体となって、地域の守りたい景観や改善したいことを共有し、多様な制度を活用していくことができるよう、必要に応じて、景観形成に関する専門家や職員等の派遣、出前講座など、積極的な支援を行います。

■都市計画等の制度を活用した土地利用制限（阻害要素に対する立地の制限）

阻害要素に対する立地を制限しなければ、よい眺めを守ることができない場合やその利用のされ方を変えないように制限する場合には、土地利用に関する制限が可能である都市計画法や都市緑地法*等、他の法制度に基づく制限を活用することが可能です。

そのためには、市民の意向を踏まえ、必要に応じて多様な制度の活用を行うこととします。

■公益事業者と行政の協力体制の構築（景観法*に基づく景観協議会*の活用）

生活していく上で必要なインフラ施設は、時に、よい景観への眺めを損ねてしまう対象となる場合があります。電気事業者や電気通信事業者、鉄道事業者等の民間事業者と、行政の関係各課が協力・連携しながら、よい眺めを阻害しないよう景観形成に取り組むためには、インフラ施設による影響を最小限とするための課題解決に向けた体制の構築を行うことが重要です。

そのためには、景観法に定められた協議の場である「景観協議会」の設置及び積極的な活用について検討します。